

議案第 5 2 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第31条第 1 項中「、若しくは法第16条第 1 号に該当して法第28条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第32条第 2 号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改める。

第33条第 1 項第 1 号中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改める。

第34条第 1 項中「、若しくは法第16条第 1 号に該当して法第28条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第39条第 5 項中「、若しくは法第16条第 1 号に該当して法第28条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 2 条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第38条の見出し中「臨時」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「臨時的任用職員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。